



文部科学省

令和8年度 地域と学校の連携・協働体制構築事業 担当課説明会

令和8年1月9日（金）

- 1. 令和8年度「地域と学校の連携・協働体制構築事業」の実施方針について**
- 2. 放課後児童対策パッケージ2026について**
- 3. 大学生等を対象とした地域活動の担い手育成に関するイベント及びCSユースリーダーについて**
- 4. 事務連絡**

1. 令和8年度「地域と学校の連携・協働体制構築事業」 の実施方針について

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和8年度予算額（案）

71億円

（前年度予算額）

71億円



現状・課題

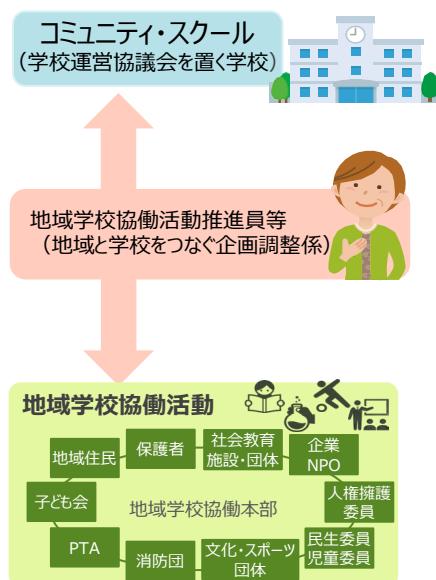
- 予測困難なこれからの中では、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要。**
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進**することで、**学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現**を目指す。
- コミュニティ・スクールの導入率上昇を受け、**コミュニティ・スクールの活動の質向上、地域学校協働活動を通じた課題解決の推進**等に向け、**地域学校協働活動推進員の配置促進、教育委員会の伴走支援体制の強化**を図る。
※コミュニティ・スクール導入率：R7.5時点:22,009校、64.9%

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

（事業実施期間：平成27年度～）

交付先	都道府県・政令市・中核市 (以下「都道府県等」)
要件	①コミュニティ・スクールの導入又は導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること等
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



ロジックモデル

アウトプット（活動目標）

すべての自治体で地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施
【参考】予算補助を受ける自治体
R5:1,366自治体 R6:1,374自治体 R7:1,376自治体

地域学校協働活動推進員等の数の増加

【参考】予算補助を受ける自治体が配置している地域学校協働活動推進員等の人数
R5:31,125人 R6:32,675人 R7:33,172人

コミュニティ・スクールの導入や質の向上等に関する研修会やアドバイザーの派遣を実施する自治体（都道府県・政令市）の増加

短期アウトカム（成果目標）

子供を取り巻く課題（学校運営上の課題）を改善・解決した自治体の増加

子供を取り巻く課題（地域の課題）を改善・解決した自治体の増加

子供を取り巻く課題（家庭の課題）を改善・解決した自治体の増加

中期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域の連携が進み、全ての公立学校において、様々な課題に対して協働して取り組む体制の整備

【参考①】地域学校協働本部がカバーしている公立学校の増加 R7:22,693校

【参考②】コミュニティ・スクールを導入している公立学校の増加 R7:22,009校

【参考③】地域学校協働活動等に参画する地域住民の増加 R6:910万人

長期アウトカム（成果目標）

地域と連携した教育活動の充実により、地域に愛着を持った児童生徒を育成

【参考】「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と感じている児童生徒の割合 R6:83.5%

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

令和8年度 実施要領の改正について

○補助要件の改定

要件1から要件3までのいざれも満たすこと

要件1：コミュニティ・スクールの導入促進

以下の①又は②のいざれかにより地教行法第47条の5の規定に基づくコミュニティ・スクールを導入していること又は導入に向けた具体的な計画があること。

- ① 令和8年度当初時点で事業実施自治体において、所管の学校（公立幼稚園除く、以下同じ）の**40%以上で**コミュニティ・スクールを導入していること。
- ② 令和8年度当初時点で事業実施自治体において、**令和8年度以降3年度以内に、所管の学校のコミュニティ・スクールの導入率を40%以上とする具体的な計画を有**していること。

要件2：地域学校協働活動推進員の配置促進

地域学校協働活動推進員等を配置していること。**本補助事業の国庫補助金額が500万円以上となる地方自治体**にあっては、**本補助事業を活用して、地域学校協働活動推進員の配置に係る経費（謝金等）について、一定額の予算措置を行うこと。**

- 地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者であること
- 社会教育法第9条の7に基づく委嘱の有無は問わない
- 予算措置を行う地域学校協働推進員等の人数は地方自治体の実情に合わせて判断すること

要件3：地域と学校の連携・協働体制の構築等に係る経費の活用

都道府県、政令市及び中核市については、地域と学校の連携・協働体制の構築等の取組に係る経費のうち研修の実施に係る経費について、本事業を活用し、一定額の予算措置を行うこと。また、国庫補助額が500万円以上のその他の自治体についても同様とする。

- 研修の回数等は、地方自治体の実情に合わせて判断すること

○放課後子供教室の活動日数の上限について

放課後子供教室の活動日数は、現在、特に必要な場合に限り、200日を超える活動についても補助対象としていたが、令和8年度においては、**活動日数の上限を年間200日以内とし、200日を超える部分の活動については、補助対象外**とする。

学校における働き方改革を踏まえた活動の徹底について

令和7年6月に成立した学校の働き方改革推進に係る法改正（コミュニティ・スクールの根拠法の一部改正）を踏まえ、令和8年度予算案では、地域住民・保護者等との協働による教員の業務負担軽減につながる活動への支援を拡充しています。

拡充にあたり、働き方改革を踏まえた活動への積極的な経費計上をお願いします。

令和7年度から引き続き、**本経費に関しては、優先配分としますが、一方で他の経費への流用はできません。**

（事業計画に当たっては、学校における働き方改革担当課や、部活動担当課へ必ず共有いただき、予算活用を検討してください。）

また、積極的な活用を促すため、補助金仮申請内容精査後、個別の自治体に対し、本経費の活用に向けた指導・助言を行う予定です。

学校の働き方改革を踏まえた活動の例

- 授業準備・補助
- 部活動の補助・見守り
- 学校行事の準備・運営

※スクールサポートスタッフのような期間を定めた任用行為は不要です。

- 教員の業務負担軽減に資する出前授業・外部講師の活用

- 放課後・夜間における校外の見回り

- 従来教員が担っていた不登校の児童生徒への対応

- 登下校の見守り
- 朝の児童の見守り

etc.

**教員の業務負担軽減に繋がる活動
は積極的な経費計上を！！！**

【事例】学校運営協議会を起点とした学校における働き方改革（埼玉県戸田市）

地域住民や保護者の理解・協力を得ながら学校における働き方改革を一層推進するため、教育委員会による指導・支援のもと、学校運営協議会で学校における働き方改革に関する熟議を推進。

学校・学校運営協議会の取組

- ◆学校運営協議会において、**学校における働き方改革に関するテーマ**について、熟議。
教職員を交えた拡大学校運営協議会でも取り扱っており、**継続的・重点的に取り組んでいる**。
→今まで**教員が担っていた業務の一部を地域の方へ依頼**。

例

- ・行事（運動会、学校公開、音楽会等）における片付け、保護者の受付・誘導、警備
- ・体力テストや家庭科の実習の補助
- ・校外学習の引率
- ・入学当初の1年生の、登校時・登校後や休み時間の見守り、清掃や給食の補助
- ・保護者懇談の際の児童の見守り
- ・保護者が来校し、児童と共にトイレ清掃を重点的に実施
- ・登下校時のルールや見守りの際の指導の内容について、学校と地域で共に考案
(→業務時間の削減でなくとも、教員にとって大きな連帯感が生まれる)



成果と今後の展望

- ◆市内の教職員の**時間外在校等時間が減少**。
- ◆戸田南小のように、学校運営協議会ごとに工夫を凝らした取組が見られはじめるようになった。
- ◆今後は、教育委員会の支援を**学校の実情に応じて伴走**することでさらに**自走を促していく取組にシフト**。

4～1月の時間外在校等時間平均のグラフ（戸田南小学校）



R5

R6

CS×働き方改革（岡山県浅口市）

岡山県浅口市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を活用し、育てたい子供の姿や学校・家庭・地域の課題を共有したうえで、**学校業務の棚卸し**に取り組むとともに、学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働を進め、**教職員の意識改革や教育の質の向上など、学校の働き方改革を推進**

1 業務内容の棚卸し

► コミュニティ・スクールの導入により、保護者や地域と協議し、共通理解のもとで業務の見直しを進めることが可能に

- 教職員、保護者、地域住民で熟議を実施
→共通理解した上で、業務の廃止・簡略化を検討



熟議の様子

2 活動の再整理・再認識

► 熟議の過程で、教員自身が教育活動の目的や必要性を再整理・再認識し、業務の見直しや意識改革につながる

- 一律の家庭訪問を廃止し、希望懇談制に変更
- 学校行事「どんど祭り」を、学校運営協議会主催で土曜日に開催
- 運動会を、小・中・地域合同運動会として開催

3 地域と連携・協働した活動

► 保護者や地域との共通理解・信頼関係のもと、地域学校協働活動を実施することで、教育の質の向上、教員の負担軽減に

- 休み時間にボランティア（保護者）が校内見守り
- コーディネーターが、不登校児童に対して地域の立場からサポート
- 学校とPTA主催の活動を、親子体験教室として土曜日に開催

CS×働き方改革（東京都杉並区立天沼小学校）

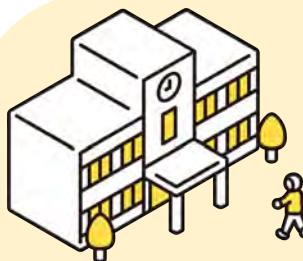
杉並区では、全公立学校で学校運営協議会を設置。学校運営協議会において承認された学校の基本方針のもと、学校支援本部で地域の人々が関わる地域学校協働活動を展開しており、近年は学校の働き方改革に資する活動が充実。

学校運営協議会における棚卸し

学校運営協議会で、協議会委員と教師による熟議を通して、学校の業務・活動等の棚卸しを実施。教師の困り感を共有し、お互いの立場を尊重し合いながら分担等の協力を推進。



地域住民が担う教師の業務負担軽減につながる活動



日本の伝統・文化理解教育
百人一首、伝統和楽器、昔の道具、華道

キャリア教育

天沼会社経営プロジェクト（AKP）
町探検、お店番体験

土曜日学校
あまぬまハッピイさてでい



教育課程外の活動
読書活動（お話会、読み聞かせ）
図書館整備活動、校内掲示

放課後子供教室
あまぬまハッピイくらぶ

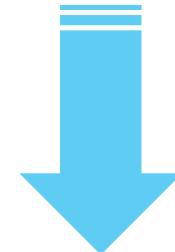
学習支援
校外活動の引率、1年生サポート、
展覧会、音楽会等の行事運営

協働して行う地域活動
地域食堂キッチンあまぬま、
天沼小学校震災救援所

学校運営協議会において、H31年の中央教育審議会答申で示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、これまで学校主導で取り組んできた活動内容を検討し、そのいくつかを地域主導に移行した。

学校・学校運営協議会の取組

学校運営協議会で協議し、学校運営協議会の各部会において、既存の学校における取組の中から、地域主導で実施可能な事項について検討を行った。



地域の塾の協力による夏季補充学習



地域住民による挨拶運動



地域の高校と連携した部活動

◆R4年度中に、各部会における以下の取組について、**地域主導による実施を実現**した。

知 → 地域の民間塾や高校（教員・生徒）の協力による夏季休業中の補習

※教員が実施していた補習を地域へ移行

徳 → 地域住民による交通安全運動期間（年4回）の挨拶運動・見守り活動

※教員が当番制で行っていた活動を地域へ移行

体 → 地元の高校生や高校の教員を指導者として部活動に招く

※専門的な指導のできる高校教員・高校生が支援

その他 → 定期テストの最終日に部活動加入生徒を集め、基礎体力づくりの講座を実施（令和4年度実施）

※教員はテストの採点時間を確保することができる

成果と今後の展望

◆地域主導の取り組みに移行したことにより、**活動内容がさらに充実**した。

◆教職員の意識においても、**CSが業務カイゼンに寄与している**ことが顕著に確認された。

教職員アンケート「各種のCS活動によって、教職員の『業務カイゼン』が進んでいる」に対する肯定的回答の割合

R4:100%

R5:100%

学校運営協議会で学校と地域の目標や課題を共有し、地域コーディネーターを中心に住民と協力して解決に取り組むことで、教員の負担を減らし、地域学校協働活動を推進する。

学校・学校運営協議会の取組

＜石巻市立向陽小学校の例＞ 学校の課題解決に向けて

学校運営協議会で課題について話し合い、地域コーディネーターが地域や団体と連携し、解決に向けた地域学校協働活動を行っている。

持続可能な学校運営体制の構築

〈主な取組〉

○ 学習支援センター

- ・ 1年生センター
入学当初より新入生の身の回りのお世話を
行う活動（4・5月）
- ・ ミシン指導の補助
高学年の授業（ミシン指導）のサポート

地域人材の活用による 教育活動の充実と負担軽減



1年生センター
校外学習に引率しての見守り活動



図書ボランティアによる読み聞かせ

○ 読書活動の推進

- ・ 授業前読み聞かせ
図書ボランティアによる授業前の読み聞かせ
- ・ 国語お話の時間
地域ボランティアによるたっぷり本に親しむ時間
- ・ 図書館開放
ボランティアによる、長期休業中の図書館開放

○ 放課後の学習等の活動の場

- ・ 放課後学び教室
毎週木曜日の放課後、地域住民による学習支援と見守り
- ・ 放課後子ども教室
民間団体・地域住民による様々なプログラムの体験活動

成果と効果

- ボランティアとして学校運営に参加する地域住民が増え、学校と家庭、地域が連携して学校づくりができてきている。
- 地域住民が見守り活動や防犯活動に参加することにより、子供たちの地域や住民への認識が高まっている。
- 学校運営協議会で話し合われた課題に対して、学校地域支援コーディネーターをはじめとした委員から地域住民、地域ボランティア等に協力の呼びかけがスムーズに行われ、これまで以上に学校と地域が協働するようになった。

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の待遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引き上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置

- 教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

→ 紛特法第8条関係

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることする。

→ 学校教育法第27条、第37条関係

3. 教員の待遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい待遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額の4%から10%まで段階的に引き上げる。

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、待遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

→ 紛特法第3条関係

施行期日

1及び2については、令和8(2026)年4月1日

3については、令和8(2026)年1月1日

→ 附則第1条関係

(2) 学校における実施の確保のための措置

- 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。

→ 学校教育法第42条関係

- 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校

→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係

(2) 職務や勤務の状況に応じた待遇の実現

- 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする(学級担任への加算を想定)

→ 教育公務員特例法第13条関係

- 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

→ 紛特法第3条、第5条関係

大臣指針

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育 職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針(令和7年9月25日大臣決定)(抜粋)

第1章 総則

第3節 服務監督教育委員会が講すべき業務量管理・健康確保措置

学校又は教師(教育職員のうち、副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。)、指導教諭、主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。)、教諭、助教諭及び講師をいう。以下同じ。)の業務の3分類(次のイからハまでの分類をいう。)を踏まえ、学校又は教育職員が担っている業務の分担の見直しや適正化を図ること。この場合において、業務に関する役割分担の見直しに当たっては、責任体制が明確になるよう留意した上で、総合教育会議における協議をはじめ、地方公共団体の関係部局との密接な連携を図りつつ、学校運営協議会における協議を経て、地域学校協働活動の一環として実施するなど、関係者間でそれぞれの立場を尊重しつつ円滑に役割分担の見直しが行われるよう、保護者及び地域住民その他の関係者の参画を得ながら地域の実情に応じた運用を行うように努めること。(後略)

イ 学校以外が担うべき業務(次の①から⑤までの業務その他これらに準ずる業務をいう。)について、当該①から⑤までに定めるところにより、学校が当該業務を担わないようにするために必要な措置を講ずること。

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

教育委員会が中心となり、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制を構築すること。なお、学校日課表等において定める児童生徒が登校すべき時間は教育職員の所定の勤務の開始時間より後にするものとすること。また、教育職員の勤務時間より前又は児童生徒の下校時刻より後の時間帯に、学校施設において児童生徒を預かる活動を行う必要がある場合には、地方公共団体は、保護者又は地域住民その他の関係者の参加を得て、学校以外が管理を行う体制を構築すること。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間などにおける見回りについては、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制に委ねるとともに、児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応を行わないこと。

(中略)

④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとすること。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとすること。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、副校長又は教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとすること。

(後略)

学校と教師の業務の3分類

- 教員が教員でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること。
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教員以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教員は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教員の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 納食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

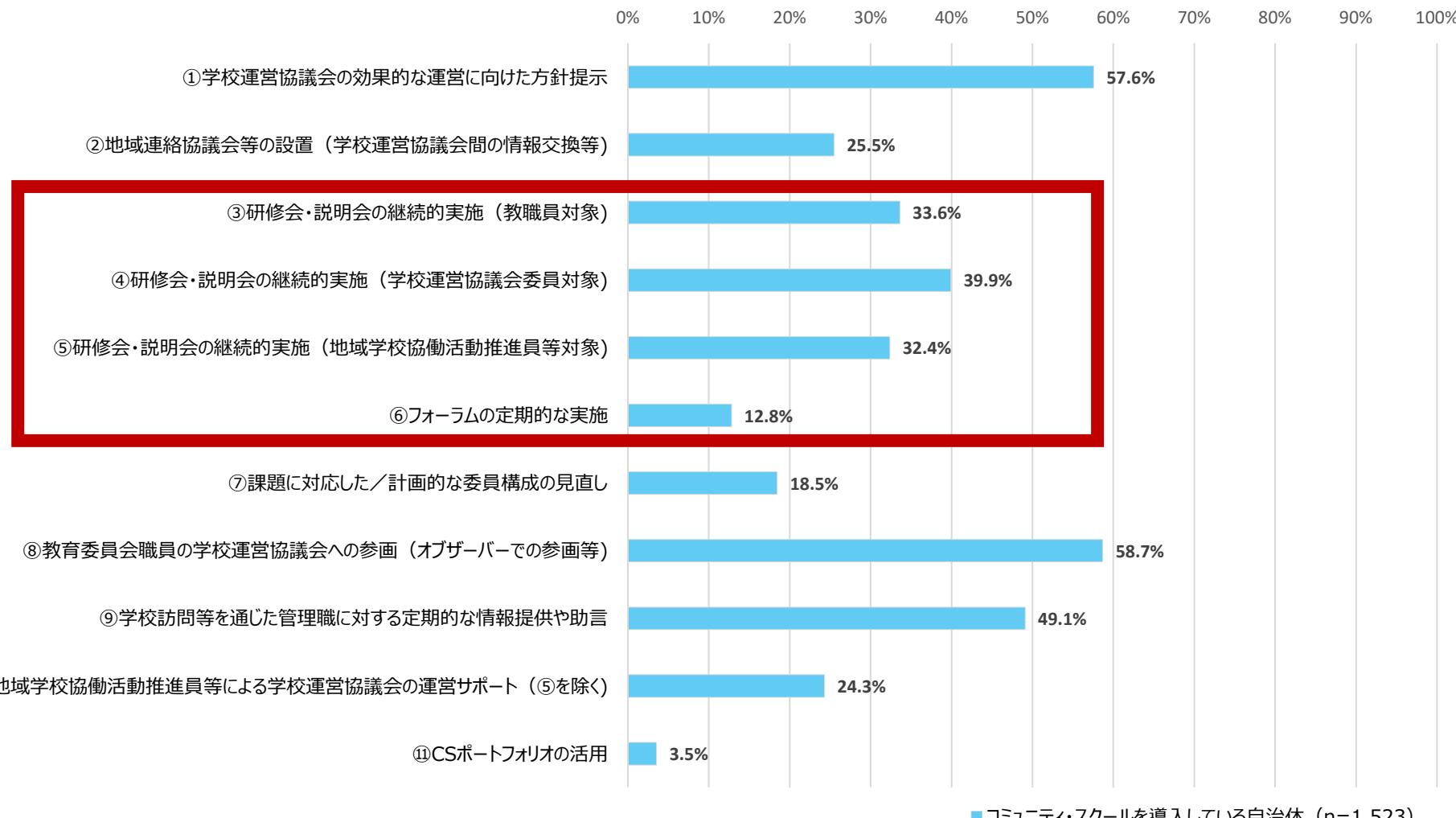
基本的には学校以外が担うべき業務

取組内容	★: 実施率（※1）が80%以上の項目 ▲: R5調査に比べて5%以上増加している項目	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,731)	総計 (n=1,798)
①登下校時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している	47.4%▲ ★85.0%			73.0%▲	72.6%▲
②放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している	38.3%▲	45.0%▲	44.9%▲	44.7%▲	
③学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理は、公会計化または教師が関与しない方法（地方公共団体や教育委員会による徴収・管理を含む）で徴収・管理等を行っている	68.1%	70.0%▲	45.9%	46.7%	
④地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7）等の学校以外の主体が中心的に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している	38.3%▲	70.0%▲	50.7%	50.6% %	

※1 各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】のうち、【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

※2 問①は、所管する全ての学校において、該当する業務がない教育委員会数を対象から除いた上で実施率を算出している。

- 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、設置する学校運営協議会を形骸化させず効果的な運営を継続するために、伴走支援として取り組んでいるものを調査。
- 『教育委員会職員の学校運営協議会への参画（オブザーバーでの参画等）』、『学校運営協議会の効果的な運営に向けた方針提示』には、半数以上の教育委員会が取り組んでいる。



2. 放課後児童対策パッケージ2026について

放課後児童クラブの待機児童の解消に向けて、今後の見通しを踏まえつつ、効果的・効率的な受け皿確保等に取り組む。このため、両省庁が連携して、放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組（※）については引き続き着実に推進するとともに、放課後の子どもの豊かな時間の確立に向けて多様な放課後の過ごし方を後押しする。

①放課後児童クラブの新たな受け皿整備の目標の設定

- 女性の就業率の伸び等を踏まえれば、登録児童数は2030年頃に約165万人でピークを迎えると推計され、その受け皿を確保することを目標とする。

2030年頃 約165万人

2025年5月現在 約157万人



②受け皿整備の方向性

- こども達に豊かな体験を提供する観点 及び こどもや子育て家庭が安心して利用でき、かつ、放課後児童対策を持続可能な形で実施する観点から、過密状態を避ける視点も持った上で、小学校内で実施される放課後児童クラブと放課後子供教室との校内交流型を強力に推進することとし、普通教室のタイムシェアを含めた学校施設等の既存施設の活用をより一層推進する。
- 放課後児童クラブ以外の放課後の居場所を求める声にも応えるべく、企業等の活力を活かし、小学生の預かり機能を地域や職域の状況に応じて生み出すモデル事業等を実施し、児童の放課後の居場所の選択肢の拡充を図る。
- また、同モデル事業の実施を通じて、放課後児童クラブ事業の認知を高め、放課後児童クラブ実施事業者の拡大も図る。

③これまでの取組の更なる推進

- 待機児童の状況の詳細の公表、補助金の活用状況の見える化、人手不足の状況を踏まえた放課後児童支援員の確保に向けた都道府県等の取組の後押し（活動の補助や、研修教材等の提供）、放課後児童クラブ職員の待遇改善の推進、安全に配慮した待機児童対策の推進等を図る。

※ 放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組

- ・放課後児童クラブの待機児童対策には「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」の3つが重要。
- ・取組上の課題として「待機児童発生状況の偏り」「補助事業の未活用等」「関係部局間・関係者間の連携」があり、対応を推進。

放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

場の確保

人材の確保

適切な利用調整

時期的なニーズの変動等への対応



保護者、児童のニーズや持続可能性を考慮し、地域にある既存施設（**学校施設、公共施設等**）を積極活用

学校施設の積極的活用

学校教育に支障が生じない範囲で、余裕教室の活用に加えて、**学校内の低学年の普通教室**、特別教室、学校図書館等のタイムシェアや、体育館や校庭等の有効活用、廃校施設を積極的に活用

留意事項

- ・管理運営上の責任体制等を明確化するための確認事項は、自治体の福祉部局及び教育委員会の担当職員において、主体的に覚書、協定書等を作成することにより整備。
- ・資材の一時保管、搬入、教室の原状回復等の新たに発生する対応については、放課後児童クラブの職員をはじめとする学校の教職員以外の者が責任をもって行うことを徹底。

★★★調整が円滑に進まない場合★★★

- 自治体の行政組織内で協議を行い、首長、教育長等のトップレベル間で方針を決定！
⇒福祉部局及び教育委員会が一体的に対応
- コミュニティ・スクール等の仕組みも活用！
⇒保護者等の声（ニーズ）を集約、放課後児童対策に適切に反映

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

（1）放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

待機児童の解消に向けて、これまで実施してきた「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」「時期的なニーズの変動等への対応」の推進に引き続き取り組む。また、これらの各種支援策を、待機児童数の多い自治体に対して、それぞれの状況に応じて両省庁から積極的に紹介し、活用を助言する（ブッシュ型支援）等、自治体へのきめ細やかな支援に努める。

1) 放課後児童クラブを開設する場の確保

場の確保のためには、学校施設内外問わず、活用できる場を求めていく必要がある。ただし、中長期的な視点に立つと、新たな施設整備は維持することの負担が想定される。放課後児童クラブが持続可能なものとなるよう、その整備における基本的な選択肢として、学校施設や公共施設等の既存施設とすることが期待される。自治体によっては、小学校の低学年の普通教室をタイムシェアにより活用したり、中学校や大学施設も活用したりするなど、既存施設の活用が進められている。地域にある資源を積極的に開発していく視点が必要になっている。

保護者及び児童においては、安全・安心で利便性の高い居場所を求める声があるため、自治体においては、まずは、放課後児童クラブを利用する児童が在籍する小学校内の実施について検討を行うことが望ましい。小学校内の施設については、小学校35人学級の実施や特別支援学級の増加等の事情がある中で、余裕教室の活用が見込めない場合もあることから、学校敷地内のプレハブ施設の整備や、特別教室等の一時的な活用（タイムシェア）を積極的に検討する必要がある。これらの教室等が活用できない場合は、低学年の普通教室のタイムシェアも検討することが望ましい。

また、学校外においても利活用できる既存施設等における空間の確保や施設整備も拡充して対応していく。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

（1）放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1) 放課後児童クラブを開設する場の確保

③ 学校施設の積極的な活用

学校施設を活用した放課後児童クラブの実施を促進するため、学校教育に支障が生じない範囲で、余裕教室の活用に加えて、学校内の低学年の普通教室、特別教室、学校図書館等のタイムシェアや、体育館や校庭等の有効活用、廃校施設の活用を図るよう、自治体に検討を促していく。

タイムシェアを進めていく際、学校における働き方改革の観点も踏まえ、教師の新たな負担とならないよう、学校施設を活用する場合は特に次のこと留意することが必要である。

- ・管理運営上の責任体制等を明確化するための確認事項は、自治体の福祉部局及び教育委員会の担当職員において、主体的に覚書、協定書等を作成することにより整備すること。
- ・資材の一時保管、搬入、教室の原状回復等の新たに発生する対応については、放課後児童クラブの職員をはじめとする学校の教職員以外の者が責任をもって行うことを徹底すること。

なお、学校施設の活用について検討を行う際、福祉部局の担当職員が直接学校の管理職と交渉を行い、調整が円滑に進まない状況になっている自治体があるが、まずは自治体の行政組織内で協議を行い、首長、教育長等のトップレベル間で方針を決定し、福祉部局及び教育委員会が一体的に対応していくことが望ましい。また、コミュニティ・スクール等の仕組みも活用しながら、学校内の教室等の活用を求める保護者等の声を把握し、行政組織へ適切に伝えていくことも必要である。（こども家庭庁・文部科学省）

【事例】放課後児童対策における普通教室の活用事例(都内某市区町村)

- 公立小学校で放課後児童クラブや放課後子供教室を実施する中で普通教室を活用している事例

(※基本は、空き教室や特別教室を優先的に使用)

工夫やポイント

○工夫している点

・児童の私物の管理の工夫

- 児童は、下校時に机の中のものをロッカーにしまったり、ロッカーには布をかけてカバーするなどの対応
- ・放課後児童クラブ・放課後子供教室の担当者が可動式ワゴン等を使用し、専用の遊具等を運び出す。
- ・利用児童には、机の中に物を入れない、教室の中の物や掲示物に触らない、ということを徹底。
- ・原状復帰ができるよう、机と椅子にビニールテープで番号をつけたり、床に机の位置の目印をつけている。

○活用して感じたポイント

- ・教室内の物を触る、物の紛失、個人の物を壊してしまう等の懸念があったが、児童が触れることや、紛失等による大きなトラブルはほとんど生じていない。

課題や展望

- ・放課後における普通教室の利用状況によっては、学校と放課後児童クラブ・放課後子供教室の担当者が使用教室の調整をする必要がある。
- ・人数や活動内容に応じて使用教室を増やせるので、人数が多い時は宿題や本読みは教室を分けて使用するなど、臨機応変に活用することが可能となり、放課後児童クラブ・放課後子供教室の活動充実につながる。
- ・学校建替えの際には、備品の置き場や児童の動線など機能転換を前提とした検討を行っている。

3. 大学生等を対象とした地域活動の担い手育成に関するイベント及びCSユースリーダーについて

コミュニティ・スクールへの若者世代の参画を促すために！ 大学生対象イベント実施

CSユースリーダー委嘱

大学生等を対象とした 地域活動の担い手育成に関するイベントの 共催大学を募集中！

地域活動へ関わる意欲をもつ大学生を発掘し、
コミュニティ・スクールや地域学校協働活動への参画を呼びかけ、
次世代の担い手の育成と人材確保につなげるため、

#大学生等を対象としたイベントの実施

を令和8年度からスタートします！



イベント開催に協力いただいける大学を募集中です！

●イベント概要

- 対象 大学生等(教員志望者、地域づくりに関心のある学生・若者等)
方法 1日(3時間程度)・対面、参集型での開催を想定
内容 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に関する制度の説明や事例紹介
・活動に参画している大学生等による発表・魅力発信
・若者を募集している自治体・学校の紹介 等
*詳細については共催大学と検討します
時期 令和8年6~12月(相談の上で開催日時を決定します)

●共催大学側にご協力いただきたい事項

- ・大学内施設の会場利用
- ・学生への周知、参加者の募集
- ・イベント情報の発信
- ・イベント開催にあたる運営補助 等

●応募

- 方法 担当までご連絡ください。
締切 令和8年1月16日(金)

求む。次世代の担い手！

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に、
次世代の担い手である若者の参画を促すため、

#若者向けに魅力を発信するCSユースリーダーの委嘱
を令和8年度からスタートします！



下記の役割を担うCSユースリーダーを募集！



イベント企画・登壇



SNS等での情報発信

興味がある人は
こちら▼



コミュニティ・スクールへの若者世代の参画



菅 新汰さん（下関市立大学4回生、山口県山口市在住）

2024年度～

山口県山口市立名田島小学校（出身校）

学校運営協議会委員／地域学校協働活動推進員

地域資源を活かした授業づくりのサポート、探究活動のコーディネート等を担当

きっかけ

卒業生として学校の創立記念行事に
関わる中で推進員に興味を持っていた
ところ、前任の方から声をかけていただ

#CS育ち

CSの中学校で育ち多くの活動の場をいただく中で、「中学生の自分を地域の方が全員が育ってくれている。」と感じた。
その原体験から、「**将来は地域のために恩返しをしたい**」という想いを持っていた。

#広がるつながり

委員や推進員として活動することで、**地域の行事や自治会の会議などに呼ばれることが増えた。**
住民とのつながりも強くなり、地域の一員としての自覚もより高まってきた。

#地域の変化

若者が参画することで、「**自分よりも若い人が頑張っているので、自分も関われば。**」という保護者世代が出てきた。
「行事等に参加するハードルが低くなった。」という声も。また、**児童も気軽に話しかけてくれるようになった。**

#提案

自分の地元、母校に関わりたい学生は一定数存在。若者が主体的に参画してもらえるようにすることが重要。
若者にも目に留まる方法で公募したり、まずは地域行事を手伝ってもらったりするところから始めてみては。

事務連絡

- 今回説明した内容に関する質問は、次のURLから質問受付フォームにアクセスし、入力の上送信してください。

[**https://forms.office.com/r/Kk4JY8hqme**](https://forms.office.com/r/Kk4JY8hqme)

回答については、閲覧可能な共有のデータを随時更新していく形式で行います。

説明会後、準備ができ次第URLをお送りします。

- 交付要綱・実施要領の内容が固まった後、もう一度オンライン説明会を開催いたします。

日時：1月28日（水）14時～（予定）

※別途、御案内をお送りします。

- 学校を核とした地域力強化プランの他の事業につきましては、2回目の説明会以降に事業説明動画を文部科学省公式YouTubeにて公開いたします。

- 今後のスケジュール（予定）

2月初旬 仮申請書提出依頼（提出〆切：2月末予定）

3月下旬 補助金内定額通知

5～6月頃 交付申請書提出依頼（本申請）

※改定後の実施要領におけるコミュニティ・スクール導入計画については本申請提出の際に提出していただきます。